


## 金融ADR 仲裁人候補者

	氏 名	石 本 哲 敏
	ふりがな	いしもと あきとし
	事 務 所	石本哲敏法律事務所
	住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング3階
	電 話	03-6268-0068
	F A X	03-3218-3760

<p>主な経歴 (登録年月日, 弁護士活動や主な公益活動等)</p>	<p><b>1. 弁護士登録年月</b> 平成 2年4月</p> <p><b>2. 委員会関係</b> 平成25年度 東京弁護士会 副会長 平成26年度 東京弁護士会非弁護士取締役委員会 委員長 平成27年度 東京弁護士会市民窓口委員会 委員長 平成28～29年度 東京弁護士会非弁提携弁護士対策本部 本部長代行 平成30～31年度 東京弁護士会弁護士倫理特別委員会 委員長</p> <p><b>3. その他(著書, 公職など)</b> 平成 6年～ 東京地方裁判所 破産管財人 平成14年～ 東京地方裁判所 鑑定委員 平成14年～ 東京地方裁判所 民事再生監督委員、 個人再生委員 平成23年～24年 桐蔭横浜大学法科大学院客員教授 平成26年 「非弁護士取締りの現状と課題」 (東京弁護士会「LIBRA」2014年12月号) 平成28年度 日本弁護士連合会 常務理事</p>
金融機関側・顧客側の別	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">金融機関側</div> ・ 顧客側
主な取扱い分野	借地借家、倒産、不動産取引、金融取引、労働
あっせん人・仲裁人のメッセージ	破産管財人・民事再生監督委員・個人再生委員は合計200件以上担当。銀行等金融機関を当事者とする裁判事件(訴訟、保全、執行)は合計80件以上担当。但し、金融取引関係事件については、利害関係のある金融機関が存在します。